

平成28年熊本地震の被災者の方々に対する特別取扱いについて

このたびの地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の熊本県熊本地方の地震で被害を受けられた方々を支援するため、下記のとおり、特別措置を実施することを決定致しました。

記

■新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）

新規の契約者貸付について、以下のお取扱いをさせていただきます。

対象のご契約	災害救助法適用地域（※1）に居住されている被災ご契約者様のご加入の個人保険・個人年金保険。（ただし、変額保険及び変額年金保険等契約者貸付制度の取扱いがない商品を除きます。）
金利	年利 0.0%
貸付金額の上限	解約払戻金の一定割合以内
特別金利適用期間	2016年10月31日まで（※2）
新規貸付受付期間	2016年4月14日から2016年6月30日まで（※3）

※1 災害救助法の適用状況（内閣府発表）

法適用日	災害救助法適用地域
2016年4月14日	【熊本県】全45市町村

※2 特別金利適用期間経過後（2016年11月1日以降）は、通常の貸付利率が適用されます。

※3 営業日ではない場合、契約者貸付を受付できないことがあります。

■入院給付金のお支払いに関するお取扱いについて

次の場合には、ご入院が必要であった期間についても、入院したものとして入院給付金をお支払いいたします。

(1) 直ちにご入院ができなかった場合

このたびの地震により入院治療が必要なケガをされたものの、医療機関等の事情により、直ちにご入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものとして入金給付金をお支払いいたします。

- (2) 予定よりも早く退院することとなった場合  
引き続き入院治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情により予定より早い退院を余儀なくされ、その後は避難所、臨時施設等で医師による治療を受けた場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。
- (3) 医療機関に入院できなかった場合  
入院治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情により入院できず、避難所、臨時施設等で医師による治療を受けた場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

※ これらのお取り扱いは、熊本地震にかかる災害救助法適用地域を対象といたします。

以上